

# 令和8年度千葉県人権啓発指導者養成講座事業委託に係る プロポーザル募集要項

## 1 事業の目的

人権が尊重され、差別や人権侵害のない社会を実現するためには、人々の人権に対する正しい理解が不可欠であり、企業や各種団体、及び地域における効果的な人権教育・啓発が求められている。

そこで、職場や地域において人権啓発の指導的な立場にある者、人権問題に携わっている者を対象として、短期集中型の講座を開催することにより、人権啓発のリーダーを育成し、人権教育・啓発が様々な場所で実施されることを目的として、本事業を実施する。

## 2 公募する事業・委託費

A～Dの4つの事業において扱う講座のテーマはそれぞれ下記のとおりとする。

事業内容の詳細については、「令和8年度千葉県人権啓発指導者養成講座事業委託仕様書」のとおりとし、委託費は1事業当たり557,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

講座名	A	B	C	D
テーマ	こども	障害のある人	被差別部落 出身者	高齢者
	犯罪被害者と その家族	災害時の配慮	インターネットを 通じた人権侵害	感染症

## 3 実施方法

前記2に掲げるA～Dの4つの事業について、それぞれ公募により企画提案を募り、選考委員会にて審査を行う。

1つの事業ごとに1団体の委託事業者を決定することを原則とする。

ただし、1つの事業において、企画提案がない場合や企画提案があってもその中で決定すべきものがない等の場合には、他の事業において複数の委託事業者を決定することを妨げない。

## 4 応募資格

応募できる団体は、不特定多数の者の利益の増進に寄与する社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で、下記の全ての項目に該当する団体とする。

- (1) 県内に事務所を有し、県内を中心に広域的に活動を実施していること。
- (2) 人権啓発に関する講座開催又は講師派遣等、人権啓発活動の実績があること。
- (3) 定款や規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 5 応募方法

事業者は前記2に掲げるA～Dの希望する事業について、下記のとおり応募すること。（複数応募可。ただし1事業当たり1団体1提案までとする。）

- (1) 提出物 企画提案書一式 ※「6 応募書類」参照。
- (2) 提出方法 電子メールにて提出（持参又は郵送の場合は事前に相談すること。）  
※件名は「【企画提案】令和8年度千葉県人権啓発指導者養成講座」  
メール提出後に電話にて到達確認を行うこと。  
メールの添付容量は7.2MBまで。超過する場合は応相談。
- (3) 提出先 千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室  
メールアドレス：[jinken@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:jinken@mz.pref.chiba.lg.jp)  
電話：043-223-2348
- (4) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (5) 応募期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで 必着

## 6 応募書類

以下の企画提案書一式について、作成及び提出すること。

### (1) 企画提案書一式

- ア 企画提案応募書（様式第1号）
- イ 企画提案概要説明書（様式第2号）
- ウ 団体に関する調書（様式第3号）  
※ 運営に関する規則（会則等）を添付すること。
- エ 団体目的等についての確認書（様式第4号）
- オ 人権啓発活動に関する実績（様式第5号）  
※ 参考となる資料があれば添付すること。

### (2) 応募書類作成に当たっての留意事項

企画提案書の作成に当たっては、「令和8年度千葉県人権啓発指導者養成講座事業委託仕様書」及び以下の事項に十分留意すること。

- ア 各講座のタイトル、講師名、講師のプロフィール、講座内容の概要について、具体的に記載すること。  
また、期待される研修の効果についても、明確に記載すること。
- イ 各講座のテーマ及び内容は、人権啓発としてふさわしいものであり、公平性・中立性を損なう内容や政治・宗教活動と誤解されるような内容ではないこと。
- ウ 複数の事業に応募する場合は、事業ごとに企画提案書一式を作成の上、提出すること。
- エ その他、企画提案書を補足する資料がある場合は、併せて添付すること。
- オ 応募書類様式は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室において配布する。  
また、千葉県ホームページ「入札等の公告（物品・委託等）」からもダウンロードできる。

## 7 選考方法

応募のあった企画提案について、事業ごとに下記のとおり審査を行う。

なお、1つの事業において応募が1者であった場合は、1者による審査を行うこととする。

### (1) 審査方法

#### ア 書面審査

実務担当者による書面審査を行い、選考委員会に提出する。

なお、必要に応じて実務担当者によるヒアリングを行う。

また、総提案数が6提案を超える場合、選考委員による書面審査を行い、上位7位以下の提案については、後記イの審査会によらず、不採択とする。

#### イ 選考委員会による審査

令和8年7月下旬に、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、書面審査の資料と共に企画提案の内容を総合的に判断し、評価及び選考する。

### (2) 審査項目

項目		基準
1 企画 提案 内容	①必修テーマの考え方	指定したテーマの目的に合致し、期待する知識の習得が見込める提案内容であるか。
	②各講座内容	県が行う人権啓発としてふさわしいものであり、受講者が関心と熱意を持って取り組める内容か。
	③講師の選定	講師は、研修テーマにふさわしい専門知識及び実績を十分に有しているか。
	④会場の選定	会場について、適切に選定されているか。
2 業務 遂行 体制	①法人の組織執行体制	業務を実施する上で、必要な組織・人員・執行体制は整っているか。
	②講座の管理・運営体制	講座の管理・運営（人員・執行）体制が整っており、緊急時に対応できるか。
	③活動実績	これまでの活動実績を十分活用することが見込まれるか。
3 経費	経費見積	各経費項目において、必要とされる相当金額が計上され、提案内容に見合った適正な金額となっているか。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、速やかに応募者に通知する。

## 8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のない者が企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会  
が失格であると認めた場合

## 9 委託契約

前記2に掲げるA～Dの4つの事業それぞれにおいて、最も優れた企画提案を提出した者を委託先として決定し、事業ごとに委託契約を締結する。

事業の実施に当たっては、採用された企画提案をもとに県と協議の上、実施することとする。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

### (2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を作成し、各1通を保有する。

イ 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

ウ 委託費の支払いについては、原則として精算払いとする。

## 10 事業実施スケジュール（予定）

5月11日（月）	千葉県ホームページに募集公告
6月19日（金）	企画提案提出期限
7月下旬	選考委員会による審査（県庁周辺会議室で実施）
審査実施後速やかに	委託事業者決定、委託契約締結
8月中旬～9月下旬	講座開催の広報、参加者募集
10月～12月中	事業の実施
事業実施後30日以内	実績報告書の提出

## 11 問合せ先等

本件に関する質問については、電子メールで受け付ける。

ただし、提案の状況や選考委員名等に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和8年6月12日（金）正午まで
- (2) 受付方法 千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室 宛て  
メールアドレス：[jinken@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:jinken@mz.pref.chiba.lg.jp)

※ 件名は「【質問書】令和8年度千葉県人権啓発指導者養成講座事業」とし、団体名および連絡先を必ず記載すること。

電子メールを送付した際には、電話で御一報ください。

(3) 質問に対する回答

質問はメールにて随時回答し、質問内容によっては回答しないことがある。

## 12 その他の留意事項

- (1) 提出された応募書類は返却しない。
- (2) 提出された応募書類は必要に応じて複写する。また、使用は県庁内での検討に限る。
- (3) 応募書類の記入は日本語及び日本通貨で記載すること。
- (4) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募書類は、千葉県情報公開条例に基づく情報公開の請求により、開示することがある。

## 13 実績報告

事業実施後30日以内に、実績報告書を提出すること。